

品位保持について

綱 紀 部

税理士業務は、税理士法の規定により別段の定めがある場合を除き、有償無償を問わず税理士のみが行うことができる独占業務です。税理士業務の公共性、社会的重要性に鑑み、会員は、税理士法はもちろん、関連する法令、会則、規則等を遵守し、税理士としての品位を保持しつつ業務を執行しなければなりません。

しかし、税理士の品位保持に関する関係法令等は広範囲にわたり、また相互に関係するものですので、これを看過したり、解釈を誤ったりして処分等の対象となる例が増加しています。

そこで会員が、税理士及び税理士法人として遵守すべき基本的な紀律事項についてまとめましたので、参考にして適正に業務を執行することとしてください。

(注1) 略語は次によります。

法—税理士法、省令—税理士法施行規則、基本通達—税理士法基本通達

連合会会則—日本税理士会連合会会則、会則—東京税理士会会則、規則—紀律規則

細則—紀律規則取扱細則

(注2) 「会員」とは、税理士会員及び税理士法人会員の両者を指します。

(注3) 項目ごとに重要な条文を で囲んであります。

I 税理士の使命と倫理

1. 税理士倫理 (法第1条 ・ 第48条の16 、会則第37条・第38条、規則第2条、細則第2条～第6条)

税理士法第1条 (税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

会員は、次の税理士の使命等を常に自覚し、倫理の高揚に努めなければなりません。

- ①法第1条に規定された税理士の使命の重要性及び公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を執行すること。
- ②納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に基づき、納税義務の適正な実現を図ること。
- ③秩序を重んじ、税理士制度に関する信用及び品位を保持向上させ、税理士の社会的地位の向上に努めること。

④税理士の業務に関連する法令等及び実務に精通するよう研鑽し、資質の向上に努めること。

⑤税理士に関する法令、連合会会則並びに本会会則及び規則等を遵守し、会務の運営に積極的に協力すること。

このことは税理士法人においても同様であることは言うまでもありません。

条文中の「独立した公正な立場」とは、税務に関する専門家としての独立、公正な立場において、税務当局との独立対等な立場と、納税者に従属せず、その正当な権利利益を擁護することが求められるものです。

2. 脱税相談等の禁止及び懲戒・罰則（法第4条・第28条・**第36条**・第45条・第46条・第47条の2・第48条の16・第48条の20・**第58条**・第60条第3号・第63条、規則第5条、基本通達45-1・45-2ほか）

会員が、不正に租税の賦課徴収を免れ、又は還付を受けることについて指示したり、相談に応じたり、その他これらに類する行為は、税理士、税理士法人として使命に反する最悪の犯罪であり、絶対に行ってはならないことです。

(1) 税理士がこのような行為を行った場合には、委嘱者がこれによって脱税等の行為をしたか否かを問わず、財務大臣により1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分という最も重い懲戒を受けるほか、刑事罰として3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられることとなります。故意^{*1}に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたときも同様の懲戒処分を受けます。

なお、相当の注意を怠り^{*2}同様の行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分を受けます。

*1 条文中の「故意」とは、事実と反し又は反するおそれがあると認識して行うこと、

*2 「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうこととされています。

(2) 税理士が懲戒の手續に付された場合（具体的には懲戒処分予告通知書が当該者に送達されたとき）は、その手續が終了するまで連合会は、業務廃止による登録の抹消をすることができません。これは、懲戒手續開始後であっても、自ら業務廃止して登録を抹消することにより、懲戒処分から逃れることを制限するための規定です。

税理士業務の停止の処分を受けたときは、税理士証票、税理士会員章、会員門標等を返還しなければなりません（税理士業務の禁止の処分を受けた場合は、欠格条項に該当し、当該処分を受けた日から3年を経過しない間は再登録を申請することはできません）。

(3) 税理士法人に対し、財務大臣は、当該法人が税理士法若しくは同法に基づく命令に

違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、戒告、1年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散を命ずることができることとなっています。

税理士の場合と同様、処分の手続に付された税理士法人は、精算が終了した後においても、法第48条の20の規定の適用については、当該手続が終了するまで存続するものとみなされます。

また、税理士法人が処分される場合において、当該法人の社員等につき法第45条又は法第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し懲戒処分が併せて行われることがあります。

さらに、脱税相談等の禁止の規定に違反した場合には法第58条の罰則の規定も適用されます。

(4) 税理士業務の停止の処分を受けた税理士又は税理士法人が、その処分に違反して税理士業務を行った場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第58条・第60条第3号等の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本状の罰金刑を科す両罰規定が置かれています。

3. 助言義務（法第41条の3・第48条の16）

会員は税理士業務を行うに当たって、委嘱者が、①不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、②不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実、③国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければなりません。

4. 研修受講義務（法第39条の2・第49条の2・第49条の14・連合会会則第65条・第65条の2、会則第59条・第60条、規則第17条）

税理士がその使命を達成するためには、複雑多岐難解にわたる租税法規について税務に関する専門家として、常に幅広く深い知識を有することは当然のことであり、税理士会員は本会及び連合会が行う研修を受け、資質の向上を図るように努めなければなりません。税理士会及び連合会の会則には、（税理士会の）会員の研修に関する規定を記載しなければならないこととなっています。

なお、税理士事務所を有する税理士会員及び税理士法人は、その事務所に所属する税理士が受講すべき研修に参加できるよう配慮しなければなりません。

5. 法令会則等の遵守義務（法第39条・第48条の16、連合会会則第60条、会則第40条）

会員は、税理士に関する法令、連合会の会則並びに本会の会則及び規則を誠実に遵守しなければなりません。

法第 39 条は、会員が所属税理士会及び連合会の会則を守る義務を規定しており、これらの会則を守らないときは法違反となり、財務大臣による懲戒処分を受けることがあります。

6. 非税理士との提携の禁止等（**法第 37 条**・**第 48 条の 16**・第 52 条・第 53 条第 1 項・同条第 2 項、**連合会会則第 61 条**、**会則第 44 条**、規則第 7 条・第 8 条）

会員は、直接間接又は有償無償を問わず、法に違反して税理士業務を行っていると思われる非税理士等と次の関係を結んではなりません。

- ① 税理士の業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- ② 業務上の斡旋を受け又は紹介すること。
- ③ 実質上の使用人となり又は雇用すること。
- ④ 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- ⑤ 業務上の便宜を与えること。

また会員は、いかなる方法によっても、他の者に、税理士又は税理士法人としての名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはなりません。

《具体例》

◎事務所職員のにせ税理士行為を黙認したり、形式的に雇用関係のある職員が事務所以外の場所でのせ税理士行為を行い、税務書類への署名も同職員が行っていました。

◎無資格者が作成した税務書類について、納税者と直接委任契約がない税理士が内容確認後に署名し、安易に名義を貸していました。

7. 信用失墜行為の禁止（**法第 37 条**・**第 48 の 16**、会則第 39 条）

会員は、自己については勿論、税理士一般の信用又は品位を害するような行為をしてはなりません。これは税理士制度の公共的使命に鑑み、当然の社会的要請であり、会員は、良識に基づいた信用の保持と品位の向上とを常に心がけなければなりません。

条文中の「税理士の信用又は品位」とは、個々の税理士のそれをいうのではなく、いわゆる税理士一般の信用と品位を意味するものです。

8. 業務の停止（**法第 4 条**・第 28 条・**第 43 条**・第 60 条、連合会会則第 34 条第 3 項第 42 条、会則第 13 条ほか）

- (1) 税理士が、併せ持つ他の資格において懲戒処分により業務を停止された場合（弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合、又は不動産鑑定業士の鑑定評価業務を禁止された場

合)においては、その処分を受けている間は、税理士業務を行ってはいけません。

また税理士が、これらの資格士業法の規定による懲戒処分により、除名、登録の抹消、業務の禁止等の処分を受けたときは、その処分を受けた日から3年を経過しない間は税理士の欠格条項に該当し、税理士資格を失うこととなります。

- (2) 税理士が報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く）に就いたときは、その職にある間においても、同様に税理士業務を行ってはいけません。この場合は、本会を経由して連合会に届け出る必要がありますので、税理士業務用欄の「変更登録申請の手続について」等をご参照ください。
- (3) 上記（1）（2）どちらの場合においても、税理士証票、税理士会員章、会員門標などを返還する必要があります。また、法第43条の規定に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

9. 税理士法人の権利及び義務（法第39条・第48条の15・**第48条の16**・第49条の6、連合会会則第60条、会則第6条・第40条、規則第19条ほか）

税理士法人には、法第48条の16において第1条の「税理士の使命」をはじめ、税理士の権利及び義務等に関する規定の準用がありますので、業務執行に当たっては留意して下さい。なお、税理士法人は税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない旨の規定などがあります。

また、税理士法人も税理士法人会員として事務所ごとに税理士会の会員となり、会員としての権利と義務を有します。ただし、総会の議決権は有しないなど一部の権利については、個人の税理士会員と異なります。

II 業務執行上の義務

1. 署名押印の義務（**法第33条**・第33条の2、省令第16条、細則第10条、基本通達33-1）

税理士会員は、税務書類を作成して税務官公署に提出する場合には、その責任の所在を明らかにするため、当該税務書類に署名押印した上、税理士である旨等を付記しなければなりません。この場合は署名は自署でなければならず、ゴム印等による記名ではないことに注意してください。

なお、補助税理士である税理士会員が税務書類を作成したときは、署名押印し、従事する税理士の税理士事務所又は税理士法人の名称及び補助税理士である旨を付記しなければなりません。

また、電子申告で使用するICカードについても必ず税理士会員自らが保管し、使用人等に管理させたりすることのないよう十分に留意してください。

2. 税務代理の権限の明示（**法第 30 条**・第 31 条・**第 48 条の 16**、省令第 15 条、規則第 3 条、細則第 7 条・第 9 条、基本通達 31-1）

会員は、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面（税務代理権限証書）を税務官公署に提出しなければなりません。税務代理権限証書は、税理士及び税理士法人が適法な権限に基づいて税務代理を行うことを明らかにするものであって、従来の委任状など任意の書式で提出していたものに代え、法定されたものです。したがって今後は、この法定書式に必要事項を記入し、税務官公署に提出（申告書に添付）することになります。ただし補助税理士の場合は、委嘱者から代理権限を授与されませんので、従事する税理士又は税理士法人が税務代理権限証書を提出することとなります。

また会員は、事務所職員など税理士でない者に税務調査の立会いを行わせてはなりません。補助税理士の場合は、従事する税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、自らの名において税理士業務を行うことができることから、これらの者又は社員に代わって税務調査の立会いを行うことができます。

なお会員は、税務代理をする場合において、①不服申立ての取下げ、②代理人（復代理人）の選任をするときには、委嘱者からこれらの行為を具体的に行うときにおける個別的な委任を受ける必要があります。

3. 税理士証票の提示等（**法第 32 条**、会則第 43 条、規則第 4 条、細則第 8 条）

税理士会員は、税理士業務を行うときは、常に税理士証票を携行し、税理士会員章（税理士バッジ）を着用しなければなりません。

また、税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は税理士証票を提示しなければならない旨規定していますので、税務官公署職員の求めがあると否とにかかわらず提示してください。

税理士業務を行う上で、税務書類への署名押印の義務、税務代理の権限の明示、税理士証票の提示は、税理士の代理権限と責任の明示が必要なことから定められたものですが、すべての税理士がこれの履行を徹底すれば、非税理士の税理士行為のチェックが容易となり、その排除にも大きな効果が期待できることになります。

4. 帳簿作成の義務（**法第 41 条**・**第 48 条の 16**、省令第 19 条、連合会会則第 64 条、会則第 41 条、規則第 14 条、細則第 18 条、基本通達 41-1）

会員は、税理士業務に関して帳簿を作成して、委嘱者別に、かつ 1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載し、閉鎖後 5 年間保存しなければならないこととされています。帳簿の標準様式は連合会で定めることとなっており、また財務省令に定めるところにより、磁気ディスクをもって調製することができます。

なお、1 件ごととは、納税者から 1 年度の税務代理、税務書類の作成及び税務相談を総括して受託しているような場合、その年度内において当該納税者に関する税務代理、税務書類の作成及び税務相談を実際に行った都度、それぞれについて記載する必要があります。また、報酬を受けていない税務書類の作成などについても記載することとしてください。

5. 補助税理士の業務執行（**法第 2 条第 3 項**・第 33 条、省令第 8 条・第 16 条、基本通達 2-7・2-8・33-1 ほか）

補助税理士である税理士会員は、従事する税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、自らの名において税理士業務を行います。税務書類に署名押印するときは、従事する税理士の税理士事務所又は税理士法人の名称及び補助税理士である旨を付記しなければなりません。

なお、補助税理士であっても（登録区分にかかわらず）、税理士としての専門家責任に差異はありません。

6. 使用人等に対する監督義務（**法第 41 条の 2**・**第 48 条の 16**・第 54 条、会則第 42 条、規則第 6 条・第 33 条、細則第 20 条・第 34 条）

会員は、税理士又は税理士法人でもないものに税理士業務を行わせてはなりません。また、税理士業務の適正な遂行に欠けることのないようその使用人等（専従者を含む。）*を監督しなければなりません。

使用人等が委嘱者の不正経理に関わるなどした場合には、会員自身が処分を受けることがあります。

使用人等の監督に当たっては、本会制定にかかる「税理士事務所職員綱紀規則（標準様式）」等を参考にして、監督義務を全うするよう使用人等の教育に努めてください。

なお会員は、使用人として雇用しようとする者から、雇用の反対給付として業務の斡旋を受けてはなりません。もし、その旨を申し出る者があったときは、本会及び当該者を雇用していた税理士又は税理士法人に対し、通報しなければなりません。

また会員は、他の会員の使用人を引き抜いて雇用することは、道義上及び会員相互の信頼関係保持等の観点から禁止されています。

*** 法第 41 条の 2 の規定中の「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人のほか、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配、監督権の及ぶすべての者を含むものであり、したがって、税理士業務に従事する家族従業者も含まれます（「税理士法逐条解説」より）。**

《具体例》

使用人等の非税理士行為の黙認、自宅執務を認めたことから派生した非行、退職後密かに在職中担当の関与先を持ち出して非税理士行為をしたり、別の税理士事務所に就職する

といった例があり、いずれも会員の使用人等に対する監督責任を十分に果たしていなかったことが原因と思われます。

7. 使用人の処分の届出等（規則第 34 条・第 35 条、細則第 35 条・第 36 条）

会員は、その使用人を税理士に関する法令の違反により懲戒解雇したときは、その旨を所属する支部を経由して本会に届け出なければなりません。本会は、会員からの届出について調査し、当該使用人に法令違反の事実があり、不適格使用人と認めたときは、本会会報に「不適格使用人」として公告することになります。なお、本会への届出は書面によることとしてください。

Ⅲ 税理士事務所等

1. 事務所の設置（法第 40 条・第 48 条の 12・第 49 条の 6、省令第 18 条、規則第 9 条・第 10 条、細則第 11 条・第 12 条・第 13 条、基本通達 40-1・48 の 12-1）

(1) 税理士会員（社員税理士及び補助税理士である税理士会員を除く。）及び税理士法人会員は、税理士業務を行うための事務所を設けなければなりません。事務所とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、そのことは外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定されます。

ただし、① 税理士会員は、連絡所、分室その他いかなる名称によっても、税理士事務所を 2 以上設けてはなりません（増設事務所の禁止）*。

税理士以外の資格を有する場合であっても、税理士名簿に登録された税理士事務所以外で、税理士業務を行ってはなりません。

② 税理士法人会員は、主たる事務所以外に従たる事務所を設けることができますが、その事務所の所在する税理士会の会員である社員税理士の常駐が必要です。

(2) 税理士会員は、その事務所に税理士事務所の名称及び会員門標を見やすいところに掲示しなければなりません。

(3) 税理士法人会員は、その事務所に税理士法人の名称及び主たる（従たる）事務所である旨の税理士法人会員証を見やすいところに掲示しなければなりません。

(4) 社員税理士及び補助税理士である税理士会員は、所属する税理士法人の事務所又は従事する税理士事務所以外に、自己の税理士業務を行う事務所を設けることはできません。

《* 具体例》

① 税理士名簿に登録された税理士事務所と離れた住所地において、継続的に業務を行ったり、事務所の表示（看板等）を掲出したりしているものは増設事務所とみな

されます。

- ②事務所の狭隘等の事情により、使用人をその自宅で常時執務させていた例があります。この場合、増設事務所設置のほか、使用人の非税理士行為があったことにより使用人等に対する監督義務違反にも問われました。

2. 税理士主宰の会計法人等（法第 48 条の 5・第 48 条の 6・第 48 条の 14、省令第 21 条、規則第 19 条、基本通達 48 の 5-1・48 の 14-1 ほか）

税理士が、いわゆる会計業務を処理するため、これを事業目的とする法人を設立することがありますが、税務と会計の業務区分が曖昧なことなどから、名義貸し、増設事務所や使用人等の監督義務違反など、税理士法等違反の問題を惹起することがあります。

別掲は、昭和 63 年に綱紀部長名で示した指導事項*ですので、会計法人を主宰する税理士会員はこれに則り、会計法人の適正な運営に資することとしてください。

なお、税理士法人設立にあたって既存の会計法人を存置する例がありますが、税理士法の社員には競業禁止規定がありますので、留意してください。

* 税理士主宰の会計法人について一運営上の留意事項（昭和 63 年本会綱紀部長指導事項）

1. 税理士が主宰する会計法人の代表者には、主宰税理士自身が就任する。また、出資又は保有株式数についても経営権の確保が図れるものでなければならない。
2. 会計法人の所在地は主宰税理士の登録事務所と同一場所とし、支店等は設置すべきではない。
3. 税理士の業務はすべて主宰税理士が受任する形態が最も望ましい。この場合、会計業務は主催税理士から会計法人に委託するものとする。なお、受託契約の実態に照らし、「区分契約（『税務』、『会計』の分離）方式」によるもやむを得ない。
4. 業務報酬の区分は契約方式により定まるが、「税理士、会計法人の報酬区分」により受け取ることとなる。
5. 使用人は全員を主宰税理士が雇用し、会計法人とは兼務方式とすることが最も望ましい。兼任でない場合は、業務内容によって雇用（所属）関係を明確に区分しておかなければならない。

IV 委嘱者との関係

1. 委嘱者との信頼関係の保持（会則第 37 条、規則第 11 条第 1 項・第 3 項、細則第 12 条・第 14 条・第 15 条）

- (1) 会員は、委嘱者との信頼関係を保持するため、委嘱者との契約を忠実に守り、紛議を

生じないように努めなければなりません。

業務の受任に当たっては、委嘱者から直接、業務の委嘱を受け、また委嘱業務の範囲、報酬等を明確にして、委嘱契約書を作成するようにしなければなりません。委嘱者との紛争において、委嘱契約を口頭でなく文書で締結していれば、未然に防止できたと思われる事例も多いことから、特に注意が必要です。この種の事例としては、顧問料など不当報酬の請求・受領、業務不履行、顧問税理士の不当解任などがあります。

- (2) 委嘱された業務につき、不正経理操作を強要されるなど責任を持って遂行できないと判断したときは、すみやかにその旨を相手方に意思表示しなければなりません。
- (3) 会員は、委嘱された業務を終了したとき、自ら若しくは相手方が委嘱契約を解除したとき、又は受任中であっても業務委嘱者から返還の請求があったときは、委嘱者の所有に係る帳票書類を返還しなければなりません。
- (4) 業務の受任に際し前任者がいるときは、職責遂行上または職業専門家としての立場から、委嘱者に不利益が及ばないよう当該前任の税理士又は税理士法人と相互に円満かつ十分な業務の引継ぎを行わなければなりません。*

* 前任税理士等がいた場合の業務引継に関する文例を掲げますので、参考にしてください。内容は委嘱者の状況等に応じて、適宜加除訂正してご利用ください。

文 例

(時候の挨拶)

この度、貴殿が関与されておりました下記の法人(者)から業務の委嘱について依頼を受けました。業務の受任に当たっては、東京税理士会制定の紀律規則取扱細則第14条第4項の規定に基づき、当該委嘱者に不利益が及ばないよう相互に円満かつ十分な業務の引継を行わなければならないこととなっておりますので、本日貴殿にご連絡いたしました。つきましては、業務の引継に関し、お気付きの事項等がございましたら、 月 日までにお申し越し下さいますようお願い申し上げます。

記

(法人名称、所在地その他)

2. 秘密保持 (法第 38 条 ・ 第 54 条 ・ 第 59 条、規則第 16 条、基本通達 38-1~38-3)

税理士は業務の性質上、委嘱者の所有、財産、負債その他経営の内容等に関する秘密について知り得ることが多いものです。しかしながら委嘱者は、税理士に絶大なる信頼を寄せて、他に知られたくないこれらの秘密を打ち明けるのですから、職業倫理上その秘密を守らなければならないことは当然のことです。法は特に 1 条を設けて、税理士が正当な

理由がなく業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない旨を規定しています。

このことは税理士業務を廃止して、税理士でなくなった後においても同様であり、また使用人その他の従業者の秘密保持についても法に同様の規定があり、十分留意しなければなりません。

法でいう「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいいますが、法令等に基づく正当な理由（裁判所の証人尋問等）であっても、税理士には法第 38 条に規定された守秘義務があることを明言し、免責を確認又は確約を得るよう配慮する必要があります。

同じく「税理士業務に関し知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいい、「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます。

なお、法第 38 条及び同 54 条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）違反は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられますが、告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪とされています。

3. 報酬額の事前提示及び報酬算定基準の作成（**規則第 13 条**、細則第 17 条）

税理士業務に関する報酬の額について従前は、委嘱者保護の観点から法により会則で最高限度額を定めるべき旨が明定されていましたが、政府の規則緩和政策の要請により、会則による報酬規定の定めは削除されました。そこで会員は、報酬の額については会則上の制限なしに委嘱者との合意により決定すればよいこととなりましたが、職業専門家としての責任から、業務を行うに当たっては、あらかじめ報酬の合理的な算定基準を定め、委嘱者に対して、業務報酬の算定基準を事前に提示し理解を得るよう努めなければなりません。

4. 業務委嘱懇請の禁止及び業務侵害の禁止（**規則第 11 条第 2 項**・**第 18 条**、細則第 16 条・第 19 条・第 20 条）

会員は、業務の委嘱を受けるに当たっては節度を持って行うことが望まれ、仮にも税理士としての品位に欠けるようなことがあってはならず、また直接、間接を問わず、他の会員の業務を不当又は不公正な方法によって侵害するような行為をしてはなりません。

広告、挨拶状、名刺その他一切の宣伝に関し、みだりに業務の委嘱を懇請し、又は不公正な方法をもって業務の誘引をしてはなりません。

会員は、他の会員を誹謗中傷し、又は自己の能力若しくは経歴を過大に表現する行為、第三者の地位又は圧力を利用して強制的に契約をさせようとする行為、税務官公署又はその他の団体に対して影響力があることを暗示する行為、その他税理士の品位又は信用を損

なうおそれのある行為等を行ってはなりません。

補助者として業務に従事している税理士（補助税理士や他の税理士事務所等に勤務する税理士）は、その所属する税理士事務所又は税理士法人が関与している者に対し、所長税理士等の許諾なしに自己の退職を予告し関与を強要する等、無断かつ不公正な競争手段によって自己の業務に誘導してはなりません。また、その所属していた税理士事務所又は税理士法人は、退職後の補助者の取引先に対し、不当に関与してはなりません。

5. 業務の広告（規則第15条、細則第4章第22条～第30条）

会員は、自己の業務について広告することができますが、次のような広告はすることができません。

- ①事実に合致していない広告
- ②誤導又は誤認のおそれのある広告
- ③誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- ④特定の会員又は会員の事務所と比較した広告
- ⑤法令又は連合会の会則及び規則若しくは本会の会則、規則及び規則に違反する広告
- ⑥税理士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

また、広告をした会員は、広告が終了したときから3年間、広告物又はその複製、写真等当該広告物に代わる記録（電磁的方法による記録等を含む）を保存しなければなりません。

さらに、本会の定めに反する広告をした会員に対しては、違反行為の中止、排除、改善その他の必要な措置が命ぜられることとなります。

6. 委嘱者との金銭貸借等の制限（規則第12条）

金銭貸借を原因とする委嘱者との紛議等の未然防止のため、会員は親族等の特別な場合を除き、委嘱者と金銭の貸借をし、又は委嘱者の債務についての保証人となることは禁じられています。

委嘱者の資金繰り等に関して、関与税理士が債務保証を依頼され、断り切れずに応ずる例があるようですが、当該委嘱者の破産、倒産などで税理士自身が多額の保証債務を負い、その結果返済不能に陥り、破産宣告を受けることがあるようです。破産宣告を受けると税理士の欠格条項に該当することとなり、税理士資格を喪失することになりますので、十分ご注意ください。税理士はその職能からして、安易な経済的援助より、高度な知的援助（税務、財務はもちろん、経営管理・指導など）を優先すべきです。

7. 業務の制限（法第42条・第60条、基本通達42-1～42-5）

税務官公署に勤務していた公務員で税理士となった者は、離職後1年間は、離職前1年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について、税理士業務を行ってはなりません。

これは、税務職員であった税理士が退職時の地位を利用して不当に関与先を獲得することなどがあった場合には、税務行政の適正な執行に障害となり、また税理士業界内にも混乱を生じる可能性があることなどから、規定されているものと考えられます。

ただし、この規定は国税庁長官の承認を受けた者については適用されません。

なお、社員税理士又は補助税理士は、この規定に抵触する事件について、従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできません。

また、この規定に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

8. 紛議の調停等（法第49条の2・**第49条の10**、会則第61条・第62条ほか）

- (1) 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる旨が、法に規定されました。この規定が設けられた主旨は、税理士及び税理士の業務に関する紛議が、納税者の意識、経済状況の変化等により年々増加する傾向にある中での、いわば裁判外紛争処理の必要性からと考えられます。

なお、この制度は税理士会において行うこととなっており、連合会及び支部には認められていません。

紛議調停の申立ては、本会の会員が「税理士」又は「税理士法人」の名称を用いて日本国内において行った業務に関し生じた紛争について、本会会員を被申立人として行うことができます。申立人については、紛議の当事者その他関係人であれば、納税者、会員（他の税理士会会員を含む。）を問いません。

会員は、委嘱者との紛議を生じないように、信頼関係の構築に努めて下さい。

- (2) 会員の業務に対する納税者、本会会員若しくは使用人等の苦情又は本会に対する納税者の苦情、要望に関し、相談に応じるため、綱紀部内に「税理士業務等に関する苦情相談室」が設置されました。これは紛議や綱紀問題に至らない事柄などについて委員が相談に応じ、助言等するものです。
- (3) 上記の紛議調停の申立て及び苦情相談室の利用については、本会事務局綱紀監察課までお問い合わせください。

V 税理士会等との関係

1. 協力義務等（**連合会会則第66条第3項**、**会則第63条第3項**、規則第21条ほか）

会員は、本会若しくは支部又は連合会が、税務官公署又は青色申告会、商工会議所等の団体との間で協定した事項については、積極的に協力しなければなりません。本会が経済的理由により税理士又は税理士法人に委嘱することが困難な者等に対して実施する税務

支援等の業務についても同様です。

ただし、社員税理士及び補助税理士は、所属する税理士法人又は従事する税理士が支部から依頼を受けた事案について、これらの業務を行うことになります。

2. 変更登録等（**法第 20 条**・第 25 条・第 26 条第 1 項・第 48 条の 7・第 48 条の 13・第 64 条第 1 号、連合会会則第 41 条、会則第 12 条の 3、基本通達 20-1 ほか）

- (1) 税理士会員は、登録を受けた事項（事務所等の所在地、氏名、事務所の名称、住所、本籍など）に変更が生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければなりません。

開業税理士が税理士法人の社員となった場合など、登録区分の変更も変更登録が必要になります。

変更登録申請の懈怠は、自らの業務執行上問題が生ずるばかりでなく、本会又は支部若しくは連合会との連絡にも支障を来すこととなるので、遅滞なく変更登録申請を行ってください。

変更登録申請については、税理士業務要覧の「変更登録申請の手続きについて」をご参照ください。

- (2) 税理士会員が、2 年以上継続して所在が不明であるときは、連合会は資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができます。登録取消しの処分を受けたときは、連合会は遅滞なくその登録をまつ消しなければならないこととなります。

所在不明とは、①税理士名簿に登録された事務所の所在地において業務を行っている実態がないこと、又は業務に従事している実態がないこと、②税理士名簿に登録された住所において居住の実態がないこと等から判断され、税理士会において確認調査を行ないます。

- (3) 税理士会員が税理士法人を設立したとき、又は税理士法人会員が届け出た事項に変更があったとき（従たる事務所を設置したとき等を含む。）は、2 週間以内に変更事項について本会を経由して連合会に届け出なければなりません。定款又は登記事項等に変更を生じたときも同様に、2 週間以内に本会を経由して連合会に届け出なければなりません。

なお税理士法人は、政令（組合等登記令）で定めるところにより、登記をしなければなりません。登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。この規定に違反して、登記することを怠ったときは、税理士法人の社員等は、30 万円以下の過料に処せられます。

税理士法人の届出手続については、税理士業務要覧の「税理士法人届出の手引き」等をご参照下さい。

3. 受忍義務（**連合会会則第 68 条**・第 72 条第 4 項、**会則第 45 条**・第 46 条、規則

第 23 条、細則第 21 条)

本会若しくは支部又は連合会は、必要があると認めた場合には、会員に対して、その業務に関して報告を求め、又は勧告若しくは指示をすることができることとなっています。また、監督上必要があると認めた場合には、本会又は連合会は、会員の業務を調査又は質問することがあります。いずれの場合も、会員は、傷病その他正当な事由のない限りこれらに従い又は応じなければなりません。

4. 虚偽不正証明の禁止 (規則第 36 条)

会員は、使用人等及びかつて使用人等であった者について、税理士登録申請、税理士試験受験その他使用者の証明が必要な場合に、在職証明又は給与証明等に関し虚偽又は不正の証明をしてはなりません。

5. 名称の使用制限 (法第 53 条第 3 項・同条第 4 項・第 61 条第 3 号、連合会会則第 62 条)

会員は、他の法律の規定により認められたもののほか、その組織する団体等に税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはなりません。

6. 紀律違反者の通知 (法第 47 条第 3 項・第 48 条の 20 第 2 項、規則第 22 条)

会員は、①他の税理士又は税理士法人について、税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則若しくは細則に違反し、又は信用若しくは品位を害する行為又は事実があることを知ったとき、②他の税理士又は税理士法人の使用人について、税理士に関する法令に違反する行為又は事実があることを知ったときは、本会に通知しなければなりません。

なお何人も、税理士又は税理士法人について法違反等の行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名(税理士法人においてはその名称)及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができます。

7. 会費等の納付義務 (会則第 71 条～第 76 条、規則第 20 条)

会員は、会則に規定する会費等を所定の期日までに納付しなければなりません。なお、正当な理由なく会費等を滞納したときは、処分が行われることがあります。

以上の他、品位保持に関しては、税理士法、連合会会則、本会会則、紀律規則及び同取扱細則等を精読し、十分ご留意の上、業務を行われますようお願いいたします。